

主な事業が茨城県独自の緊急事態宣言の影響を受けたことで売上が大きく減少した事業者の方に、一時金を支給します。

支給対象

※営業時間短縮要請を受けた飲食店は対象外です

令和3年1月又は2月の売上が前年同月比（又は前々年同月比）で50%以上減少した、以下のいずれかに該当する県内事業者

- (1) 営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある事業者
- (2) 外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者

支給額

1事業者あたり一律20万円（1回限り）

申請方法

- ・電子申請（県のホームページからアクセス）
- ・書面申請（簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法により、以下へ送付）
〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県事業者支援一時金審査デスク 宛

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため対面での受付は行いませんのでご了承ください

主な添付書類

- ・2019年又は2020年の確定申告関係書類の写し
【個人】所得税確定申告書第一表の控え及び青色申告決算書
【法人】法人税確定申告書別表一及び法人事業概況説明書
- ・対象月（2021年1月又は2月）の売上が確認できる売上台帳等の書類
- ・振込先口座の通帳の写し（名義、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号がわかる箇所）
- ・本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）の写し * 個人事業者のみ
- ・時短営業に協力した飲食店との取引証拠書類の写し * 該当する申請者のみ

※申請内容の確認のため、追加で証拠書類の提出をお願いする場合があります。

受付期間

令和3年3月19日（金）から令和3年5月31日（月）

※詳細は県のホームページから御確認ください。

[https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/ichijikin/kanren_ichijikin_210301.html]

茨城県事業者支援一時金 相談窓口

電話：029-301-5558（平日9時から17時）



- ・事実確認のため、職員による事情聴取や立入検査等を行うことがあります。
- ・虚偽や不正な手段で支給された方には、支給額を返金させていただきます。

本県における給付対象となり得る事業者の具体例

営業時間短縮要請に協力した飲食店との直接取引がある事業者

飲食店
※茨城県から営業時間短縮要請協力金を受給した飲食店（一時金の対象外）

食品加工・製造事業者	器具・備品事業者	サービス事業者	流通関連事業者
惣菜製造業者、飲料加工事業者、酒造業者 等	食器・調理器具・店舗の備品・消耗品（おしぼり等）を販売する事業者等	接客サービス業者、清掃事業者 等	卸・仲卸 等

外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に個人向けに対面で販売やサービスを提供する事業者（B to C事業者）

旅行関連事業者	その他事業者
飲食事業者（昼間営業等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、観光客向け駐車場、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（遊園地、公衆浴場等）、小売事業者（土産物屋等） 等	飲食事業者（昼間営業等）、運転代行業、文化・娯楽サービス事業者（映画館、カラオケ等）小売事業者（雑貨店、アパレルショップ 等）、イベント事業者、冠婚葬祭事業者（結婚式場等）、スポーツジム、学習塾、理・美容、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、整体院、鍼灸院、エステティックサロン 等

※対象となり得る業種に該当しても、茨城県独自の緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少していなければ給付対象外
 ※主たる収入が雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入である個人事業者の方も、要件を満たせば対象（運転代行ドライバー、バスガイド 等）。

具体的なケース

一時金の支給対象となるのは、売上減少の要因が県の緊急事態宣言の影響である場合です。
県の緊急事態宣言との因果関係が認められない場合は支給対象外となります。

【対象となりうるケース】

- 取引先飲食店が営業時間を短縮したため、納品数が大幅に減少した（おしぼり販売業）
- 取引先飲食店が酒類の提供を中止したため、納品数が大幅に減少した（酒造業）
- 外出自粛要請の影響で、代行を必要とするお客様が大幅に減少した（運転代行業）
- 外出自粛要請の影響で、1月の予約をキャンセルする旅行者が相次いだ（旅館）
- 外出自粛要請の影響で、日貸の駐車場を利用する観光客が大幅に減少した（観光駐車場）
- 外出自粛要請を受け成人式が中止になり、お客様が大幅に減少した（理美容業）

【対象とならないケース】

- ×体調不良や天候不順、設備修繕等の理由により事業活動ができなかった場合
- ×イベントが、もともと昨年（一昨年）で終了が予定されていたものである場合
- ×海外からのインバウンド客など、利用客の大半が県外の者である場合
- ×県内に居住しているが、県外でのみサービスを提供している場合
- ×インターネット通信販売のみを行っており、対面でのサービスを提供していない場合
- ×雇用されている方や、家族等の収入により生計を維持されている被扶養者の方（一時金は本業として事業活動を行っている方を対象としているため）